

群馬東部水道企業団工事検査成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、群馬東部水道企業団建設工事検査規程（平成28年群馬東部水道企業団訓令第2号）第14条の規定による工事成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象工事及び工事成績表の作成時期)

第2条 評定は、1件の請負金額が130万円超の建設工事を対象とする。

2 工事成績採点表（別表第1）は、工事担当課において工期終了日までに該当事項を記載し、検査担当課長に提出する。

(評定の方針)

第3条 評定は、正確な資料及び事実を基礎として、現場の条件、特殊事情等を勘案し客観的に行わなければならない。

(評定者)

第4条 評定は、次に定める者をもって評定者とする。

工事完成までの過程については、工事担当課の監督員及び総括職員（監理委託の場合は受託者の意見を求めて評定する。）

2 工事が完成した場合は、検査担当課の検査員

3 指定検査員により検査した場合は、指定検査員

(評定の結果の通知)

第5条 企業長は、検査担当課長から完成検査の報告があったときは、遅滞なく当該工事の請負者に対して、評定の結果を通知しなければならない。

(評定の修正)

第6条 企業長は、前項の評定結果を通知した後、評定を修正すべきと認めるときは、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知しなければならない。

(説明請求等)

第7条 第5条の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内に書面により、企業長に対して評定の内容について、説明を求めることができる。

2 企業長は、前項の説明を求められたときは、書面により回答しなければならない。

(評定の内容)

第8条 評定は、次に掲げる項目について行うものとする。

項目	細別
(1) 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者
(2) 施工状況	I 施工管理

- II 工程管理
 - III 安全対策
 - IV 対外関係
 - (3) 出来形及び出来ばえ
 - I 出来形
 - II 品質
 - III 出来ばえ
 - (4) 高度技術
 - I 高度技術力
 - (5) 創意工夫
 - I 創意工夫
 - (6) 社会性等
 - I 地域への貢献等
 - (7) 法令遵守等
- (評点)

第9条 各審査項目の評点は、別表第1に定めるとおりとする。

(採点)

第10条 評定者は、審査項目の基準ごとに、自らの責任において評定を見出し、工事成績表の該当欄に採点し、それを基に細目別採点表(別表第2)により評点合計を算出する。この場合評定者は、関係職員に協議を求めることが出来る。

- 2 採点にあたっては、監督員確認事項(チェックリスト)を考慮するものとする。また、「高度技術」「創意工夫」「社会性等」に関しては、請負業者から実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。

(評定)

第11条 工事成績の評定は、前記審査項目により評点されたものの合計をもって別表第3により評定する。

(評定結果の公表等)

第12条 評定結果は、群馬東部水道企業団ホームページにおいて、工事請負業者別に前年度工事成績平均点一覧表により公表するものとする。

- 2 評定結果は、総務課において閲覧することができるものとする。
この場合における閲覧については自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名の記載等は要しないものとする。
- 3 閲覧期間は、完成検査を行った年度及びその翌年度とする。
- 4 公表及び閲覧した内容に関する問い合わせには、応じないものとする。
- 5 評定結果(成績表)の保存期間は、5年とする。

(その他)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

工 事 成 績 採 点 表 (完 成 ・ 一 部 完 成 ・ 既 済 ・ 中 間)

※該当する検査を必ずチェックすること。

- 完成 ● 完成検査で過去に既済、中間を実施している場合は、評定点を手入力すること。
- 一部完成 なお、過去に3回以上ある場合は、対応していないので平均値を計算して手計算すること。
- 既済 過去に一部完成があった場合の、完成時の評定点には対応していないので、
- 中間 完成検査時の評定点を本採点表で求めた後、その都度、請負額に占める対象金額の加重平均により手計算すること。

別表第 1

履行名称		契約金額 (最 終)										円					検査日									
請 負 者 名		案件番号					履行期間					～					完成年月日									
考 査 項 目		監 督 員					総 括 職 員					検 査 員 (完成)														
		氏名		印			氏名		印			氏名		氏名			氏名			印						
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般			0																						
	II. 配置技術者			0																						
2. 施工状況	I. 施工管理			0																				0		
	II. 工程管理			0					0																	
	III. 安全対策			0					0																	
	IV. 対外関係			0																						
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形			0																				0		
	II. 品 質			0																				0		
	III. 出来ばえ																							0		
4. 高度技術	I. 高度技術力			0																						
5. 創意工夫	I. 創意工夫			0																						
6. 社会性等	I. 地域への貢献等								0																	
加減点合計 (1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6)		0 点					0 点					- 点					- 点					0 点				
評定点 (65点±加減点合計) ※1		① 65.0 点					② 65.0 点					③ - 点					④ - 点					⑤ 65.0 点				
7. 評定点計		65.0 点					○既済部分 (中間) 検査があった場合: (①*0.4+②*0.2+③*0.2+④*0.2) = 評定点計 ※但し、③ (既済、中間) が2回以上の場合は平均値 ○既済部分 (中間) 検査がなかった場合: (①*0.4+②*0.2+④*0.4) = 評定点計																			
8. 法令遵守等							- 点																			
9. 評定点合計		65.0 点 ○7. 評定点計-8. 法令遵守等																								
所 見		【監督員】										【総括職員】										【検査員】				

※1 1～3の評定 (65点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定 = 評定点
 ※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。
 評価にあたっては、担当部局課内での責任者による合議を原則とする。
 ※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
 ※4 所見は必ず記載する。
 ※5 各検査項目毎の採点は、監督員は別紙1-①～別紙1-⑤ (工種により⑥～⑩を選択) 総括職員は別紙2-①～別紙2-③ 検査員は別紙3-①～別紙3-③によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員・総括職員が記入する。
 ※6 法令遵守等の評価は、総括職員が行う。

別表第2

細目別採点表

項 目	細 別	①主任監督員 基準点 26点	②総括監督員 基準点 13点	③技術検査官(完成) 基準点 26点	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	x0.4+2.6=			3.2
	II. 配置技術者	x0.4+2.6=			3.8
2. 施工状況	I. 施工管理	x0.4+2.6=		x0.4+6.5=	11.7
	II. 工程管理	x0.4+2.6=	x0.2+4.3=		9.3
	III. 安全管理	x0.4+2.6=	x0.2+4.3=		10.7
	IV. 対外関係	x0.4+2.6=			3.4
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	x0.4+2.6=		x0.4+6.5=	13.9
	II. 品質	x0.4+2.6=		x0.4+6.5=	15.9
	III. 出来映え			x0.4+6.5=	8.5
4. 高度技術	I. 高度技術力	x0.4+2.6=			7.8
5. 創意工夫	I. 創意工夫	x0.4+2.6=			5.4
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		x0.2+4.4=		6.4
7. 法令遵守等			x1.0=		
					100

別表第3

評 定 基 準

工事成績は、評点の合計に応じ、下記の通り評定する。

評 定 点	評 定	内 容
8 0 点 以 上	A	他の模範となる優秀な工事
7 5 点 以 上 8 0 点 未 満	B	施工が適切で良好な工事
6 5 点 以 上 7 5 点 未 満	C	標 準 的 な 工 事
6 0 点 以 上 6 5 点 未 満	D	改 善 を 要 す べ き 工 事
6 0 点 未 満	E	施 工 状 況 が 不 良 な 工 事